

岩手県告示第485号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関の指定に係る医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成30年6月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地		担当する自立支援医療の種類	変更年月日
	変更前	変更後		
医療法人共生会指定訪問看護ステーションまつぞの	盛岡市東黒石野三丁目22番3号	盛岡市西松園三丁目21番10号	精神通院医療	平成24年9月1日
訪問看護ステーションみのり岩手	北上市小鳥崎1地割2番地2	北上市村崎野15地割278	精神通院医療	平成28年7月6日